

# 答申の内容

## 第1 審査会の結論

伊方町長が、平成28年11月11日付け伊瀬支第80号で「〇〇氏からの聞き取り内容」を非公開決定処分とした件につき妥当と判断する。

## 第2 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、伊方町情報公開条例（平成17年伊方町条例第11号）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の開示を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 関係者からの聞き取り内容について
- (2) 伊方町情報公開条例第7条第2項第6号に基づき非公開としたことについて

## 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 関係書類は、平成25年9月6日に関係者から聞き取りした訪問記録である。
- 2 審査請求人とは、長年にわたり話し合いを進めてきたが、解決の見込みがない中で、記録を開示したとしても関係者に与える影響がある可能性が高く、町職員の業務の遂行に支障を生ずるおそれがあるのみならず、記録を開示することで、関係者が町の調査に協力することを拒み、町の調査活動に支障を生ずるおそれがあることから、条例に規定する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」に該当する。
- 3 以上のことから、不開示決定としたものである。

## 第4 審査会の判断の理由

### 1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、審査請求人が開示請求を行った「関係者からの聞き取り内容について」である。

実施機関は、本件請求に対し、条例に規定する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」に該当することから不開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、事実を明らかにして早期解決を図らないのは、公開できる内容が存在しないからではないかと主張し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 関係書類の存在について

本件の書類に関しては、平成25年9月6日に関係者から聞き取りした訪問記録であり、その関係書類を確認した。

(2) 実施機関の文書管理について

伊方町の文書の管理に関しては、伊方町文書管理規程により定められている。

(3) 本件処分の妥当性について

審査請求人は、関係者からの聞き取り内容を公開し、事実を明らかにして早期解決を図らないのは、公開できる内容が存在しないからではないか、と主張する。しかし、上記のとおり平成25年9月6日に関係者から聞き取りした訪問記録を公開しても解決の見込みがない中で、関係者に与える影響がある可能性が高く、町職員の業務の遂行に支障を生ずるおそれがあるのみならず、記録を開示することで、関係者が町の調査に協力をすることを拒み、町の調査活動に支障を生ずるおそれがあることから、条例に規定する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」に該当する、と認めるのが相当である。

3 以上のとおり、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものとする。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事項について、次のとおり、審議を行った。

- ①平成28年12月 7日 諮問の受理
- ② 同年 12月21日 審議